



# 幅広いニーズに対応できる 金融商品を取り揃えています。

## ■主要な事業の内容

1. 預金及び定期積金の受け入れ
2. 資金の貸し付け及び手形の割引引き
3. 為替取引
4. 上記1~3の業務に付随する次に掲げる業務その他の業務
  - (1) 債務の保証又は手形の引き受け
  - (2) 有価証券(5)に規定する証書をもって表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等を除く。)の売買(有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。)又は有価証券関連デリバティブ取引(投資の目的をもってするもの又は書面取次行為に限る。)
  - (3) 有価証券の貸し付け
  - (4) 国債証券、地方債証券若しくは政府保証債券(以下「国債証券等」という。)の引き受け(売り出しの目的をもってするものを除く。)並びに当該引き受けに係る国債証券等の募集の取り扱い及びはね返り玉の買い取り
  - (5) 金銭債権の取得又は譲渡及びこれに付随する業務(除く商品投資受益権証書の取得・譲渡に係る付随業務)
  - (6) 短期社債等の取得又は譲渡
  - (7) 次に掲げる者の業務の代理
    - 株式会社日本政策金融公庫
    - 独立行政法人住宅金融支援機構
    - 独立行政法人中小企業基盤整備機構
    - 独立行政法人農林漁業信用基金
    - 北海道農業信用基金協会
    - 北海道建設業信用保証株式会社
    - 日本酒造組合中央会
    - 独立行政法人福祉医療機構
    - 年金積立金管理運用独立行政法人
    - 日本銀行
    - 一般社団法人しんきん保証基金
    - 一般財団法人ベンチャーエンタープライズセンター
    - 一般財団法人建設業振興基金
    - 一般社団法人全国石油協会
    - 独立行政法人勤労者退職金共済機構
  - (8) 次に掲げる者の業務の代理又は媒介(内閣総理大臣が定めるものに限る。)

- イ 金庫(信用金庫及び信用金庫連合会)
  - (9) 次に掲げる者の業務の代理又は媒介(内閣総理大臣が定めるものに限る。)
  - ・ 信託会社又は信託業務を営む金融機関の業務の媒介(内閣総理大臣が定めるものに限る。)
  - 信金中央金庫
  - (10) 国、地方公共団体、会社等の金銭の収納その他金銭に係る事務の取り扱い
  - (11) 有価証券、貴金属その他の物品の保護預り
  - (12) 振替業
  - (13) 両替
  - (14) デリバティブ取引(有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。)であって信用金庫法施行規則で定めるもの(5)に掲げる業務に該当するものを除く。)
  - (15) 金融等デリバティブ取引( (5) 及び (14) に掲げる業務に該当するものを除く。)
  - (16) 有価証券関連店頭デリバティブ取引(当該有価証券関連店頭デリバティブ取引に係る有価証券が(5)の証書をもって表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等以外のものである場合には、差金の授受によって決済されるものに限る。)( (2) の業務に該当するものを除く。)
5. 国債証券、地方債証券、政府保証債券その他の有価証券について金融商品取引法により信用金庫が営むことのできる業務(上記4により行う業務を除く。)
6. 法律により信用金庫が営むことのできる業務
- (1) 保険業法(平成7年法律第105号)第275条第1項により行う保険募集
  - (2) 当せん金付証券法の定めるところにより、都道府県知事等からの委託又は都道府県知事等の承認を得て行われる受託機関からの再委託に基づき行う当せん金付証券の販売事務等
  - (3) 電子記録債権法第58条第2項の定めるところにより、電子債権記録機関の委託を受けて行う電子債権記録に係る業務

## ■預金商品のご案内

2023年6月30日現在

種 類	商品の特色(内容)	期 間	お預入金額(掛込金額)
総合口座	一冊の通帳に普通預金(決済用預金を含む。)と定期預金(定期預金・定期積金)がセットされており、必要な時は定期預金残高の90%(最高300万円)まで自動的にご融資いたします。		
普通預金	給与・年金のお受け取り、公共料金の自動支払など、お財布がわりにご利用いただけます。	出し入れ自由	1円以上
決済用預金(普通預金無利息型)	無利息の普通預金で、全額が預金保険制度の保護対象となります。現在お持ちの普通預金から、口座番号を変更せずに切り替えることもできます。	出し入れ自由	1円以上
貯蓄預金	出し入れ自由な預金で、預金残高に応じた段階金利が適用される預金です。	出し入れ自由	1円以上
当座預金	お取引引きの決済口座として、小切手、手形がご利用いただけます。	出し入れ自由	1円以上
後見制度支援預金	後見制度を利用されているお客様向けの預金です。お客様の大切な預金を安全かつ簡便に管理することができます。	入出金の際は、家庭裁判所発行の「指示書」が必要となります。	1円以上
通知預金	まとまったお金の短期間の運用に最適です。	7日以上	1万円以上
スーパ一定期	まとまったお金の運用に最適な、お利息の有利な預金です。個人のお客様で預入期間3年以上の場合は、半年複利もお選びいただけます。	1か月~5年	100円以上
大口定期預金	まとまった大口資金の運用に最適な、お利息の有利な預金です。	1か月~5年	1,000万円以上
変動金利定期預金	お預入れから半年ごとに金利動向に応じて金利が変動する預金です。個人のお客様で預入期間3年以上の場合は、半年複利もお選びいただけます。	1年~3年	100円以上
定期積金	生活設計に合わせ、計画的な資金づくりに最適です。	6か月~10年	1万円以上

(注)ご預金により金利及び取扱期間等が異なります。詳しくは当金庫本支店の窓口へお問い合わせください。

## ■ローン商品のご案内

2023年6月30日現在

### ■主な個人ローン

種 類	資金のお使いみち(内容)	期 間	ご融資金額
しんきん保証基金付住宅ローン	マイホームの購入(土地のみの購入も含みます。)、新築、建て替え、リフォーム、中古住宅の購入などにご利用ください。	40年以内	1億円以内
えんしん無担保住宅ローン	マイホームの購入(土地のみの購入も含みます。)、新築、建て替え、リフォーム、中古住宅の購入などにご利用ください。	20年以内	1,000万円以内
無担保リフォームローン	住宅の増改築、リフォームにご利用ください。	10年以内	500万円以内
えんしん個人ローン	結婚資金、レジャー資金など健康で文化的な生活を営むための資金にご利用ください。	10年以内	500万円以内
えんしんカーライフプラン	マイカーの購入資金などにご利用ください。	10年以内	1,000万円以内
えんしん教育カードローン	入学金、授業料、下宿・アパート入居費用などにご利用ください。	当座貸越5年以内 証書貸付10年以内	500万円以内
えんしんカードローン“太陽”	限度内で繰り返しご利用いただける便利なローンです。当金庫と住宅ローン、しんきん保証基金付個人ローン又はしんきん保証基金付フリーローンのお取り扱いをいただいているお客様、給与振込又は5大公共料金等の自動振替を行っていただいているお客様専用の「えんしんカードローン“太陽”《セットプラン100》」もご用意しています。	3年	融資限度額100万円以内
えんしん子育て応援プラン	出産、子育て、小学校入学準備に必要な資金などにご利用ください。	10年以内	100万円以内

### ■主な事業者ローン

種 類	資金のお使いみち(内容)	期 間	ご融資金額
アパートローン	アパートの購入、新築、建て替え、増改築、リフォームなどにご利用ください。	30年以内	—
メディカルローン	病院・クリニックの開業、新築、建て替え、増改築などにご利用ください。	20年以内	5億円以内
福祉ローン	グループホーム、グループハウス、有料老人ホーム、サービス付高齢者向け住宅開設資金などにご利用ください。	20年以内	5億円以内
創業支援資金「チャレンジ」	新規事業の開業又は新規事業への進出に係る運転資金又は設備資金にご利用ください。 (取扱店:本店営業部、生田原支店、丸瀬布支店、中湧別支店、湧別支店、佐呂間支店)		担保の有無及び資金用途により期間・ご融資金額が異なります。

### ■職域サポートローン

種 類	資金のお使いみち(内容)	期 間	ご融資金額
えんしん職域サポートローン	「えんしん職域サポート」契約先の役員・従業員のみなさまにご利用いただける専用のフリーローンです。	10年以内	500万円以内

「えんしん職域サポート」とは…

当金庫営業区域内で事業を営んでいる法人・個人事業所及び各種団体(地方公共団体を含む。)との契約により、契約先の役員・従業員のみなさまが、当金庫が提供するローン商品について、優遇金利の適用を受けられる制度です。  
対象商品:えんしんカードローン“太陽”、えんしんカードローン“太陽”《セットプラン100》、えんしんカーライフプラン、えんしん教育プラン、えんしん教育カードローン、えんしん子育て応援プラン など

(注)ローン商品につきましては、融資対象、不動産担保、保証など一定の基準を満たす必要があります。また、年取や借入金の合計などによってご融資金額が制限される場合や、金利とは別に保証料が必要な場合もありますので、詳しくは当金庫本支店の窓口へお問い合わせください。

### 《金融商品に係る勧誘方針》

- 当金庫は、「金融サービスの提供に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、次の事項を遵守し、勧誘の適正の確保を図ることとします。
1. 当金庫は、お客様の知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
  2. 金融商品の選択・購入は、お客様ご自身の判断によってお決めいただけます。その際、当金庫は、お客様に適正な判断をしていただくために、当該金融商品の重要事項について説明をいたします。
  3. 当金庫は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客様に対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修等を通じて従業員の知識の向上に努めます。
  4. 当金庫は、お客様にとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
  5. 金融商品の販売等に係る勧誘についてご意見やお気づきの点等がございましたら、お近くの窓口までお問い合わせください。